

倭王権と前方後円墳

岸本直文

論文要約

古墳時代は、農耕社会の定着した倭の社会に、倭王権を求心核として列島諸首長が結びつく関係が成立し、前方後円墳の築造を通じてその枠組みを維持した時代である。前方後円墳こそ、3世紀から6世紀までの400年間にわたる倭国の国家体制を体現する古墳時代の本質を表す考古資料といえる。

本論文は、主として前方後円墳を資料として、古墳時代における倭国王と地域首長の関係を示す前方後円墳共有システムの具体像を明らかにし、墓制に身分秩序を表す制度がどのようなものであったのか、その実態を提示することを第一の目的とする。また倭国王墓の系列と変遷を整理し、相似墳の現れ方を通して、古墳時代の歴史的動態に迫るとともに、倭の王権構造の特質について論究する。

序章において、倭王権の成立と前方後円墳にかかわる研究史をたどり、研究の現状を整理し論点を明確にした。倭王権の成立については、母体となった畿内ヤマト国の評価、前方後円墳の起源、そして古墳時代への転換など、まだ理解は定まっていない。前方後円墳の形態研究については、倭国王墓を規範として相似墳が築造される一端が明らかにされているが、倭国王墓がどう推移したのかは明らかでなく、相似墳の指摘も一部にとどまっております。古墳時代を通した前方後円墳共有の具体像は解明されていない。

第1章では、まず倭王権の成立過程について論じた。最新の年代観をもとに、弥生時代後期のヤマト国の形成、2世紀前半の纏向遺跡の成立、2世紀中頃のヤマト国王墓としての前方後円墳の創出、さらに2世紀後半にヤマト国が求心力をもち始めていることを論じた。その上で、〈親志倭人伝〉をあわせ、2世紀までがヤマト国を含む広域地域圏の割拠する弥生時代、3世紀以降が倭国の成立した古墳時代とすることを主張した。

弥生時代後期のヤマト国墓制として2世紀に生まれた前方後円墳は、倭国王卑弥呼の共立により成立した瀬戸内一帯が結びつく倭国において、3世紀前半に共有が始まる。次いで、巨大な倭国王墓である箸墓古墳が築造され、これを起点として3世紀後半から4世紀前葉にかけて列島規模に拡大する。第2章と第3章では、その波及過程を追究する上で年代指標となる三角縁神獣鏡について分析した。三角縁神獣鏡は〈魏志倭人伝〉に見える「銅鏡百枚」に結びつけうると考えられ、魏との朝貢関係に入る239年以降、3世紀後半に多量に倭国にもたらされ、4世紀には国産され、古墳時代前期前葉から中葉にかけて長期にわたり主要な副葬品日であり続けた。第2章において、多様な三角縁神獣鏡について神獣像表現にもとづく整理を試み、製作動向について見通した。第3章では、三角縁神獣鏡の編年案と年代観を提示し、これにより前期古墳が時期区分できることを示した。さらに、こうした三角縁神獣鏡にもとづく前期古墳の年代観により、箸墓古墳を3世紀中頃に特定することができ、初代倭国王卑弥呼の墓である蓋然性が高いことを論じた。

箸墓古墳を起点とし、倭国王墓を規範とする前方後円墳共有システムは本格的に発動することとなり、古墳時代における倭国王と地域首長の関係を規定するものとなる。前方後円墳共有システムの具体像解明においては、倭国王墓の研究がまず出発点となる。巨大な

倭国王墓は、新たに生まれた国家的枠組みを維持するため、かつてない規模に造り上げられ、倭国王の地位を視覚的に明示するものとなるが、前方後円墳は倭の諸首長が共有するものでもある。前方後円墳の共有は、倭国王に結びつく列島諸首長の連合的關係を示し、倭王権が主導する倭国の枠組みに与していることを表現するものであったと思われる。以下では、前方後円墳を代表とする古墳の築造が、倭国における身分秩序として機能する制度といえる内容をもつことを、具体的に提示することを課題とした。

まず第4章で、箸墓古墳以後の倭国王墓を取り上げ、前代のものを元に仕様を更新し、変化を遂げる過程を示した。また、倭国王墓の推移を整理することにより、箸墓古墳に始まる主系列と、桜井茶臼山古墳に始まる副系列に分かれることを明らかにした。これにより、オオヤマト古墳群から佐紀古墳群へ、また佐紀古墳群から古市・百舌鳥古墳群へ、さらに古市・百舌鳥古墳群末期と継体との関係など、倭国王墓の所在地が重なりをもちながら推移する実態や、2系列の併存關係を示した。また、倭国王墓の相似墳が王墓ごとに存在することを示し、王権と地域首長のより直接的な關係を示すとみられ、倭国王墓を規範として相似墳が築造されるあり方を復元することができた。

第5章では、墳丘規模の序列を明らかにした。前方後円墳の規模が地域首長の地位を反映することは容易に想像できるものの、その具体像は明らかにならなかった。本章により、墳丘規模が中国尺の6尺1歩の5歩単位というランキング設定であることを明らかにし、身分秩序の表現方式の一端を解明した。

以上、第4章と第5章により、倭国王墓を規範に規模の格差をともなって相似墳・類似墳を造営することを、歴代の倭国王ごとに更新し繰り返すことが、古墳時代を規定した制度であると考えられ、これを「前方後円墳共有システム」と呼ぶことにした。

以下、第6章から第10章までは、オオヤマト古墳群に築かれた倭国王墓である、箸墓古墳・桜井茶臼山古墳・メスリ山古墳・行燈山古墳・渋谷向山古墳を取り上げ、墳丘を復元し、その設計寸法を推定し、前代の王墓を元にどのように仕様を変更して新たな王墓を設計しているのか、可能な限り検討した。また、それぞれの王墓の相似墳を提示した。第6章から第10章において、ひとつひとつの倭国王墓について、相互の關係をふまえた上で、埴輪や副葬品編年の上に位置づけ、また暦年代の推定を積み上げることで、全体として確度の高い推移を明らかにすることができた。また、西殿塚古墳を加え、オオヤマト段階の倭国王墓6基が、2系列各3基に分かれることを示し、両系列墳の被葬者に性格差がうかがえることに言及し、神聖王と執政王からなる倭の王権構造を復元した。

第11章では、佐紀古墳群の倭国王墓を検討し、また各地の古墳と古墳群のあり方に現れる現象を整理し、オオヤマト段階に前方後円墳を築いた首長系譜が退転し、特定首長がそれまででない大型前方後円墳を築造する変化が生じていることを示した。さらに佐紀陵山古墳の年代を絞り込んだ上で、その相似墳が大阪湾岸や丹後半島に出現することから、海上交通の掌握が進められたと推定でき、4世紀中頃に金官国の要請を受けて朝鮮半島に派兵することが始まったのではないかと推定した。

第12章は、河内の玉手山古墳群と松岳山古墳を取り上げ、オオヤマト段階から佐紀段階へ、また古市・百舌鳥段階へと推移する倭国王墓と対比した。オオヤマト段階に対応して玉手山古墳群で相似墳が繰り返し築造されていることを示し、佐紀段階になると、第11章で取り上げた他地域と同様に、玉手山古墳群と交替するように松岳山古墳が現れるとみる

ことができる。しかし松岳山古墳も後続せず、4世紀後半には、在地首長の起用から、佐紀政権による河内の直接的掌握が進められたと考えられる。古市古墳群最古の津堂城山古墳の被葬者は、松岳山古墳に後続する在地勢力とは考えにくく、河内に送り込まれた佐紀政権内の人物と推測され、河内における活動のなかで権力基盤を構築し、河内政権を樹立したものと考えた。

第13章では、第4章で示した倭国王墓の2系列の問題を取り上げ、古墳時代には2人の王が並立していたと結論した。第6章から第10章におけるオオヤマト古墳群の6基の分析にもとづき、神聖王と執政王という2王の並立を導いたが、それを承け、王墓の2系列が存続する古墳時代中期においても、王統差ともいえる2王並立が継続することを示した。とくに、副系列墳である上石津ミサンザイ古墳・菅田御廟山古墳、そして主系列墳である大仙古墳は、それまでになく巨大化した3基であるが、そこに副系列墳の優位から、5世紀第2四半期を活躍期とする主系列墳である大仙古墳被葬者への優劣の逆転があり、いわゆる履中系から允恭系への転換に対応することを論じた。

国家的祭祀を司る倭国王を立てながら、統治を担う地位もまた定められ、こうした分掌体制にあったことが倭王権の大きな特質である。当時の首長権の分掌的あり方は、前期古墳の複数埋葬からほぼ共通理解になっており、こうした倭の権力構造からすれば、王権も分掌的であったと考えることができるだろう。そして、実際に倭国王墓に2系列があり、その被葬者の性格差について一定の言及が可能である。そこで、神聖王と執政王が並立する「政祭分権王制」と呼んだ王権構造を提起することとした。

終章では、本論文で論じたことをまとめたが、とくに倭国王墓と各地の前方後円墳のあり方から読み取れる古墳時代の社会変動を整理した。オオヤマト段階における前方後円墳の波及、そのなかでも4世紀前葉が倭国王墓の規範性が強まる時期であること、さらに東アジア情勢と関係させ、オオヤマト古墳群から佐紀古墳群への墓域移動について言及した。佐紀段階の現象は、倭の半島派兵を示し、倭王権と地域首長の関係が、軍事的提携を軸とするものに転換することを示すだろう。そして佐紀政権段階に、河内の直接的掌握へと進み、佐紀の執政王と同格といえる津堂城山古墳の被葬者が、河内での活動をもとに権力基盤を固め、河内政権を樹立すると考えられる。河内政権下でも2王並立は存続し、内部に王統差を内包しており、5世紀中頃に優劣の逆転があった。さらに、古市古墳群における執政王墓の断絶に、雄略没後の不安定をうかがうことができ、継体擁立へと進み、河内政権最後の神聖王である仁賢の死没により、倭国王は継体段階に一本化する。

前方後円墳の共有に示されるように、倭国王を戴きつつ列島諸首長が結びつく連合体として倭国は出発し、地域権力は倭国の枠組みに包摂される。倭国王を代表権者とする倭国の枠組みは早い段階で固まり、倭国王墓を規範として前方後円墳を築造するシステムは持続する。しかし出発時点の連合的な体制にも帰因し、王権基盤は不安定であり、いくつかの政変が生じ、王権主導勢力は交替し、それによって地域権力も優劣がめまぐるしく変化する。地域の古墳や古墳群のあり方に、如実に地域社会における優劣関係の交替や、王権動向の影響を読み取ることができる。そこに、中央権力と地域首長からなる国家的枠組みが、連動して変動を繰り返している様相をうかがうことができる。こうした未成熟で不安定な体制ではあったが、前方後円墳共有システムは古墳時代を通して持続し、倭王権は中央権力として存続し、やがて地域権力を押さえ込むことになる。

また、倭国王墓とみなしうる巨大前方後円墳には、長期にわたり2系列が併存し、王権の権力構造が分掌的であることを導き、政祭分権王制論を主張した。古墳時代史の理解の上でも、倭王権が神聖王と執政王の2王からなるとの理解を導入することで、王権内部に競合的な関係を内包しており、地域首長を巻き込んで政変が繰り返された実像やその要因解明に迫ることができると思われる。津堂城山古墳に始まる河内政権の成立や、5世紀中葉における主導権の交替、雄略によるイチノベ殺害や継体擁立の意味など、政祭分権王制により、記紀の記述をあわせ、古墳時代の事象を説明しうるのではないかと考えられる。また、倭国王位は6世紀に一本化するが、大兄制はその残存と考えられ、飛鳥時代までその影響は残っていくように思われる。

終章の最後で、倭の国家形成の特質が古墳時代社会を規定したことを改めて論じた。

倭王権の政祭分権王制は、倭の前代以来の分掌的な権力のあり方を基礎としながら、倭国乱が軍事的決着でなく巫女王を擁立することで収束され、倭国が誕生した経緯の産物であるように思われる。弥生時代の広域地域圏の競合が持続していれば、さらなる統合は軍事的決着によるほかになく、そうしたプロセスをたどった場合、やはり軍事的能力に長けた男王が求められるであろう。しかし倭国の場合、競合が激しくなる前に宗教的能力をもつ女王を立てることで休戦が図られ、国家の枠組みができあがる。倭国が祭祀的権能をもつ者を王としたこと、これが倭王権最大の特質である。墳墓に身分秩序を表現する仕組みが埋葬施設を含めてこれほどに整えられ、古墳時代400年間にわたり10数万基の古墳が築造される本源は、卑弥呼共立による連合的体制のもたらしたものといえるのではないか。

卑弥呼が倭国王となることで、男王は後景に退いたが、卑弥呼没後、倭国王を男王とすることが企てられる。しかし同意はえられず、第2代の倭国王も女王となり、倭国王を祭祀的権能をもつ者とするのが定着したといえる。一方、倭国に結びつく諸首長が列島規模に拡大する3世紀後半において、軍事権を有し一定の強制力をもつ統治者もまた不可欠であり、重要性は増していたに違いない。第2代倭国王である台与墓とみられる西殿塚古墳とともに、桜井茶臼山古墳が築造される点に、執政王と呼んだもうひとつの王位も確立されたと考えられる。これにより倭王権独特の政祭分権王制が確立する。

倭国においては、倭国乱を収束させるために神聖王が倭国王となったことで、執政者が従となる形の王権が生まれたのである。神聖王・執政王的存在はともに必要であるが、倭国の場合、執政王が倭国王にならなかったのである。神聖王が倭を代表する王となるのが定着することで、これに執政王が並び立つ王権ができあがったといえるだろう。